

# 相続した不動産の

# 相続登記

## はお済ですか？

令和6年4月1日から**義務化**されました！

義務化前の相続も対象です



**3年**以内に

相続登記を行わないと

**10万円**以下の

過料の対象になります！

相続の専門家である  
**司法書士**  
にご相談ください！



司法書士 水谷俊彦

初回相談  
**無料**

**完全**  
予約制

☎03-5943-3123

板橋リーガルオフィス

検索



板橋リーガルオフィス  
Itabashi Legal Office

板橋区板橋1丁目53番17号新板橋ビューハイツ  
代表者：司法書士 水谷俊彦(東京司法書士会所属)